

1 調査名称：兵庫県総合都市交通体系調査

2 調査主体：兵庫県

3 調査圏域：兵庫県管内

4 調査期間：平成30年度～令和元年度

5 調査概要：

兵庫県では平成23年度より都市計画道路網の見直しを進めており、平成29年度で都市計画変更を終えたところである。しかし、播磨臨海地域道路に関連する都市計画道路については、播磨臨海地域道路の計画が未確定であったため、見直しの対象外としていた。

播磨臨海地域道路の計画が具体化してきたことから、本調査では、検討計画を反映した周辺道路の交通量推計を行い、得られた結果を市町による都市計画道路網見直しの緒元とする。

H30年度は、播磨臨海地域道路を踏まえた都市計画道路網を用いて、将来交通量配分を実施し、県の視点に基づく都市計画道路網の必要性を検証した。

## 調査概要

1 調査名称：都市計画道路網将来交通量推計業務

2 報告書目次

第1章 業務の概要

第2章 現況交通量配分の実施

第3章 将来交通量配分の実施

第4章 県の視点に基づく都市計画道路網の必要性検証

## 調査成果

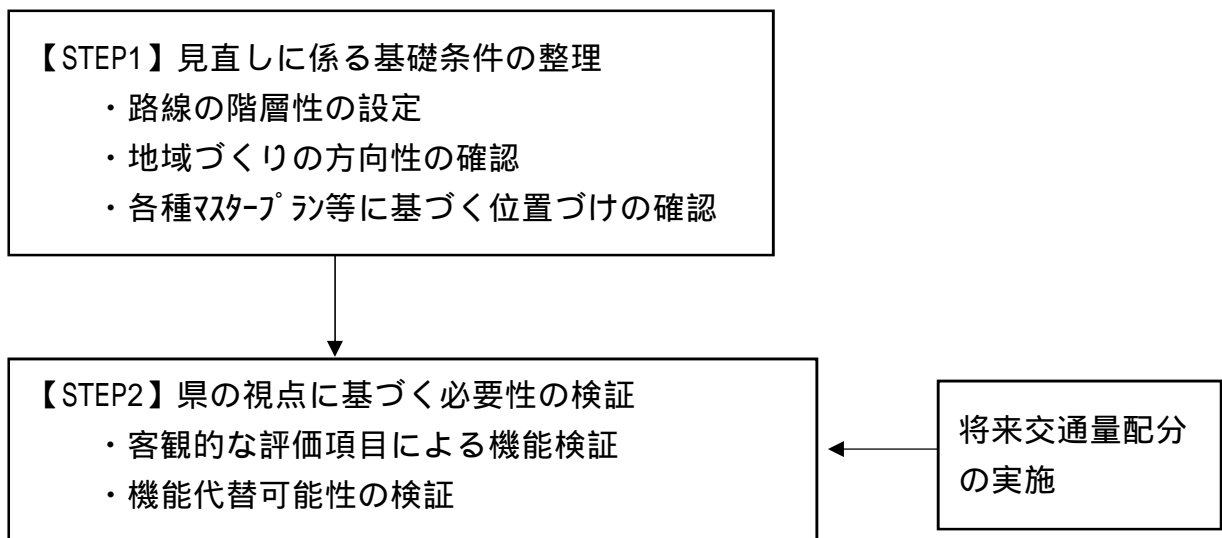
### 1 調査目的

本業調査では、現在計画が進められている播磨臨海地域道路において、都市計画を定める区間（第二神明～広畑区間。播但連絡道路南伸部を含む。）による影響を考慮した都市計画道路網の見直しを行うため、姫路市、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町において、「都市計画道路網見直しガイドライン[兵庫県 平成 23 年 3 月]」（以下「ガイドライン」という。）のうち、ステップ 1 及びステップ 2 を実施する上で必要となる将来交通量配分を実施する。

将来交通量配分は、最新の将来 O D 表(平成 22 年道路交通センサスベース平成 42 年将来 O D 表)を用いるものとする。また、配分条件の妥当性を検証する上で、最新の現況 O D 表(平成 27 年道路交通センサス O D 表)を用いた現況交通量配分を実施する。

これらの結果に基づき、ガイドラインによるステップ 1 及びステップ 2 を取りまとめる。

### 2 調査フロー



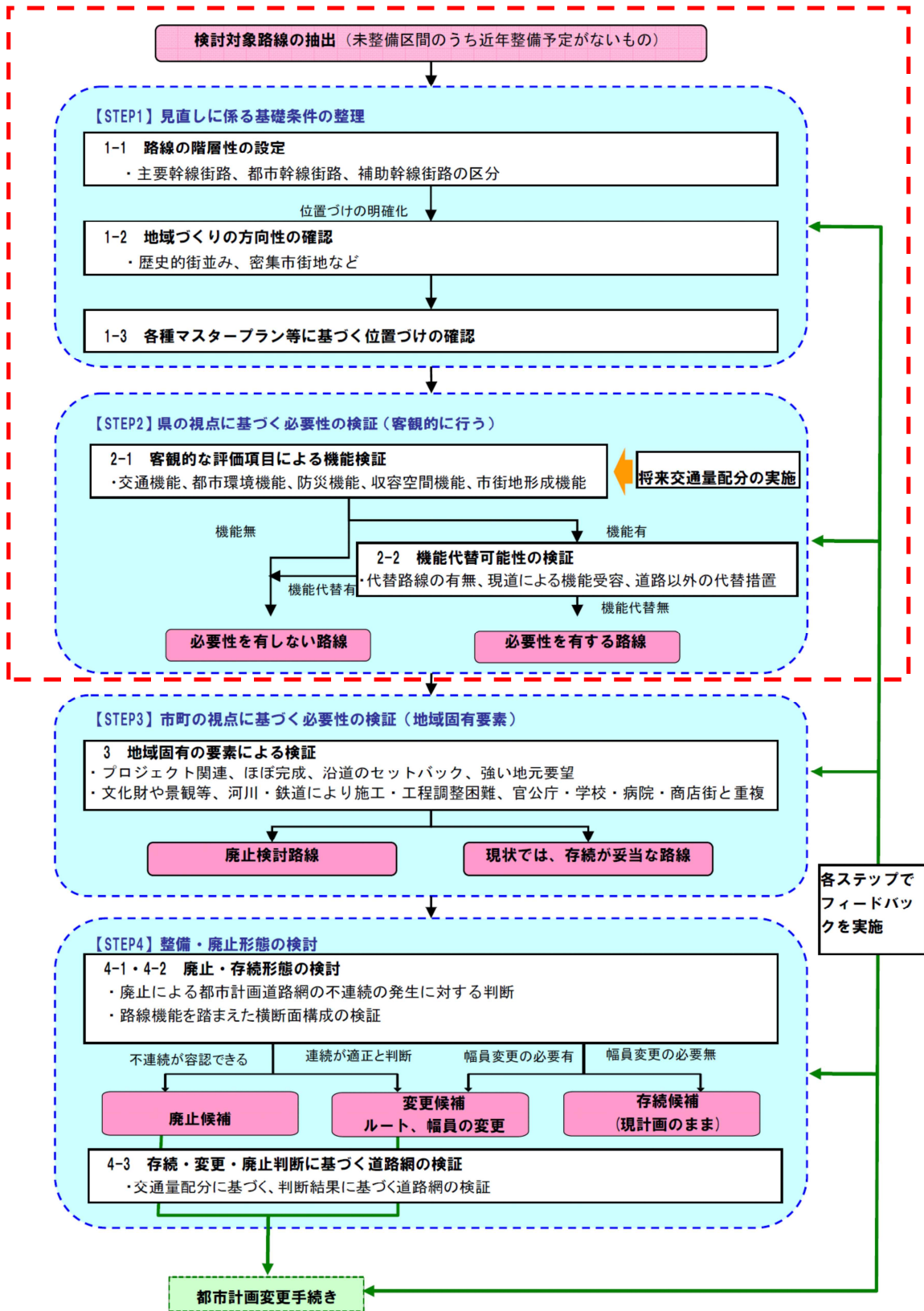
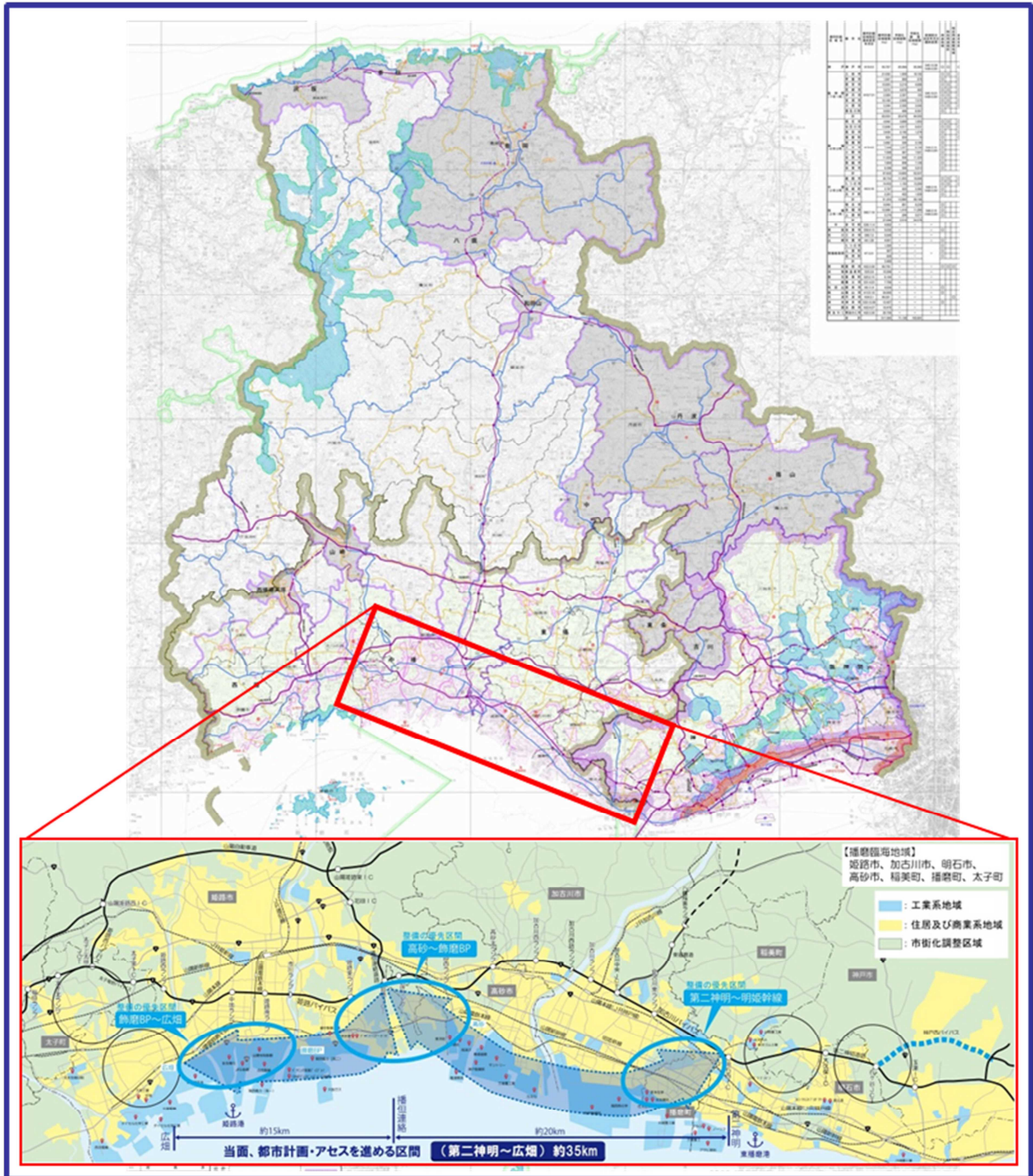


図 2.1.1 『都市計画道路網見直しガイドライン』

### 3 調査圏域図



## 4 調査成果

### 4-1 現況交通量配分の実施

- 2.1 現況交通量配分の概要
- 2.2 現況交通量配分的前提条件
- 2.3 現況交通量配分手法
- 2.4 現況交通量配分結果
- 2.5 現況交通量配分結果と観測交通量との相関

### 4-2 将来交通量配分の実施

- 3.1 将来交通量配分の概要
- 3.2 将来交通量配分的前提条件
- 3.3 将来交通量配分手法
- 3.4 将来交通量配分結果

### 4-3 県の視点に基づく都市計画道路網の必要性検証

- 4.1 都市計画道路網見直し検討の概要
- 4.2 路線階層性の設定 (STEP1)
- 4.3 県の視点に基づく必要性の検証 (STEP2)
- 4.4 都市計画道路網見直し後における将来交通量配分の実施

#### 4-1 現況交通量配分の実施

現況交通量配分については、図 4.1.1 に示す出順で実施した。

現況交通量配分は別途実施している現況全県交通量配分結果を基に、平成 29 年度に実施した「播磨臨海地域道路整備計画調査業務」で作成したネットワーク、ゾーニングを参考としている。また、今回の対象エリアは、播磨圏域エリア(姫路市、高砂市、加古川市、播磨町、稲美町)を基本に、東は神戸市、西は相生市、北は宍粟市までの境界路線を対象に切り取り、細ゾーン分割を行った後に、現況交通量配分を実施し、現況再現性を確認した。

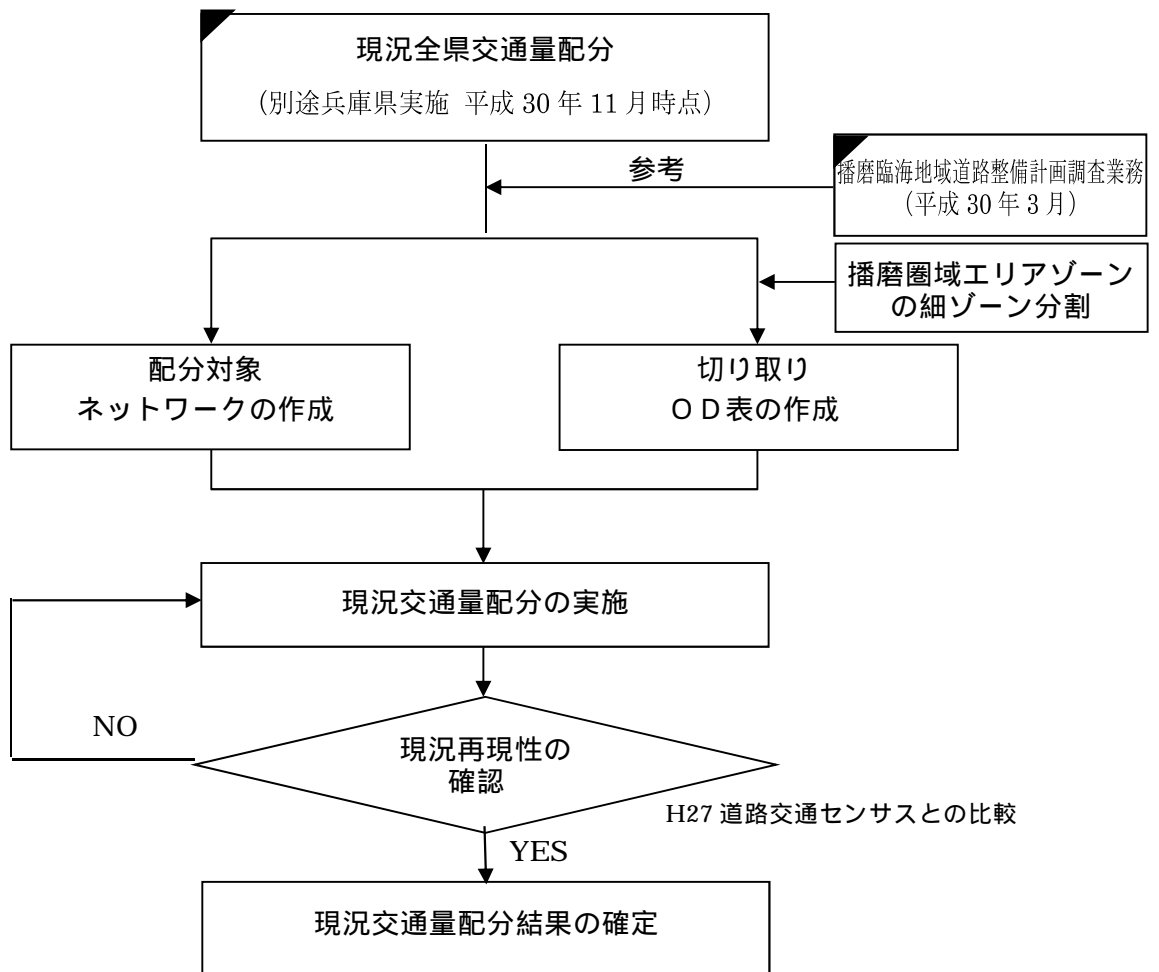
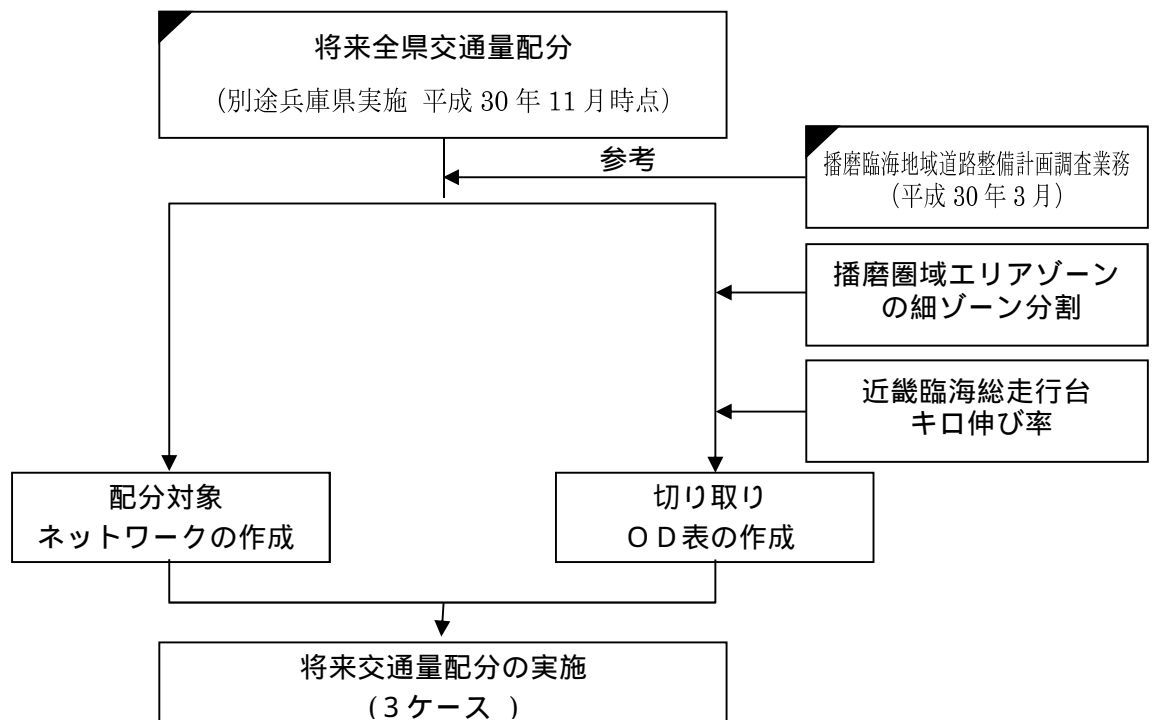


図 4.1.1 現況交通量配分フロー

## 4-2 将来交通量配分の実施

将来交通量配分については、図 4.2.1 に示す手順で実施した。

将来交通量配分は別途実施している将来全県交通量配分結果を基に、平成 29 年度に実施した「播磨臨海地域道路整備計画調査業務」で作成したネットワーク、ゾーニングを参考としている。また、今回の対象エリアは、現況交通量配分と同様に播磨圏域エリア(姫路市、高砂市、加古川市、播磨町、稲美町)を基本に、東は神戸市、西は相生市、北は宍粟市までの境界路線を対象に切り取り、細ゾーン分割を行った後に、将来交通量配分を実施した。



### < 将来交通量配分ケース >

配分ケース	ネットワーク条件
1	播磨臨海地域道路なし
2	播磨臨海地域道路あり(無料)
3	播磨臨海地域道路あり(有料)

図 4.2.1 将来交通量配分フロー

なお、交通量配分結果については、現在播磨臨海地域道路の計画において検討中である不確定なルート及び構造に基づく情報であり、公にすることにより市民の間に著しい混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすと認められるため、非公開とする。



#### 4-3 県の視点に基づく都市計画道路網の必要性検証

都市計画道路網見直し検討にあたっては、兵庫県において策定している、図2.1.1に示す『都市計画道路網見直しガイドライン』のフローに従い、検証を行った。

本検討では、播磨臨海地域道路の整備により交通影響が考えられる都市計画道路を対象に、STEP1では路線が保有する「トラフィック機能」と「アクセス機能」の各検証項目に従い、「主要幹線街路」「都市幹線街路」「補助幹線街路」の3つに分類し、階層性の設定を行った。

STEP2ではSTEP1で設定された階層性をもとに、「客観的な評価項目による機能検証」と「機能代替可能性の検証」の2段階の検証により、都市計画道路に求められる機能を「必要性を有する路線」と「必要性を有しない路線」に分類した。

上記の結果により、県の視点に基づいた都市計画道路網見直し後の将来交通量配分を実施し、交通影響を確認した。

なお、都市計画道路の必要性の検証結果については、今後都市計画手続きの中で縦覧・審査する情報であり、公にすることにより市民の間に著しい混乱を生じさせ、又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすと認められるため、非公開とする。